明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

神戸市中央区下山手通二丁目一三番三号

株式会社リステアホールディングス

代表取締役社長　高下　浩明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

島根県出雲市上塩冶町二三八八番地一

出雲ガス株式会社

代表取締役　岩田　明浩

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、定款を変更して当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることといたしました。

また、当社は、全部取得条項付種類株式である当社普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

東京都港区新橋五丁目一八番一号

東京日野自動車株式会社

代表取締役　笠井　学

合併につき株券提出公告

当社は、Kホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

宮城県加美郡加美町字雁原三二五番地

ケイテック株式会社

代表取締役　野村　和正

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社日本航空インターナショナル（甲）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

東京都品川区東品川二丁目四番一一号

株式会社ジャルキャピタル

管財人　片山　英二

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社日本航空インターナショナル（以下「甲」といいます）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である甲の会社更生手続（東京地方裁判所平成二十二年（ミ）第二号および第三号）における更生計画認可決定日の翌日（但し、当社および甲の管財人は、裁判所の許可を得てこれを変更することができる）までに当社にご提出ください。

平成二十二年十月二十九日

東京都品川区東品川二丁目四番一一号

株式会社ジャルリーブル

代表取締役社長　斉藤　典和

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社エフピコを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十九日

大阪府池田市城南一丁目九番二六号

ダイヤフーズ株式会社

代表取締役　加茂　守

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である水野喜永子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル一二階

ケービーシー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユーケー・リミテッド

日本における代表者　水野喜永子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるチャールズ・ポッスルズが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十九日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ビーピー・ジャパン・トレーディング・リミテッド

日本における代表者

チャールズ・ポッスルズ

限定承認公告

本籍長野県諏訪市大字湖南八八一四番地イの一号、最後の住所川崎市多摩区菅六丁目八番三六号　被相続人　亡　遠藤　勝巳

右被相続人は平成二十二年三月三日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十一日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十九日

東京都八王子市山田町一六九二番地二〇

相続財産管理人　遠藤　清樹

限定承認公告

本籍奈良県奈良市法蓮町九六六番地、最後の住所奈良県奈良市尼辻北町四番一〇号　被相続人　亡　高橋　繁六

右被相続人は平成二十二年八月八日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十五日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十九日

横浜市港北区小机町三五〇―三　C―三〇

限定承認者　高橋　猛

限定承認公告

本籍山梨県甲府市飯田五丁目二七五番地、最後の住所山梨県甲府市飯田五丁目一六番三四号　被相続人　亡　千月　玄興

右被相続人は平成二十一年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十九日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十九日

山梨県甲府市相生一丁目三番十一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人千月康博

代理人弁護士　佐々木　亮

金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十二年九月二十八日開催の取締役会にて、金融商品取引業を廃止することを決議したため、金融商品取引法第五十条の二第六項に基づいて公告します。

一、廃止年月日

平成二十二年十一月三十日

二、取引結了の方法

平成二十二年十一月二十四日までに反対売買をされるか、または他の金融商品取引業者に開設されたお客様の口座への振替、お客様への現物返却もしくはお客様名義への登録変更をご指示ください。

三、財産の返還の方法

お客様から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産については、お客様の請求に応じ、ご登録の金融機関口座への振込により返還します。

ご請求がない場合については、平成二十二年十一月二十九日にご登録の金融機関口座へ振込により返還します。

なお、当社はすべてのお客様の資産を返金する流動資産を有しています。

平成二十二年十月二十九日

東京都中央区日本橋本石町一丁目二番一号

東洋経済ビル

アクシーズ・ジャパン証券株式会社

代表取締役社長　市村　拓也

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十月二十九日

大阪府枚方市宮之阪二丁目九番九号

中島　昭彦

◉号外　十月二十九日付第二二八号
政府調達第二〇四号四八ページ
九六ページ●同日付第二二九号一二八ページ●同日付
一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）